

「防災・減災のための放送・ネット利用行動計画（第二次）」

平成 25 年 3 月 11 日 公表

目次

はじめに.....	3
1. ビジョンの共有.....	4
1-1 基本方針.....	4
1-2 目標.....	5
1-2-1 臨時災害放送局の開局支援.....	5
1-2-2 非常時につながる平時の放送からの備え.....	5
1-2-3 防災行政無線情報の多ルート化.....	6
1-2-4 市町村間の協力、連携の強化.....	6
1-2-5 被災地の生活復旧支援のための情報提供.....	6
1-2-6 CFM や CATV が所在しない市町村等への支援.....	7
1-2-7 支援ネットワークによる送信設備等の融通.....	7
1-2-8 災害関連情報提供へのネットの積極的活用.....	7
1-3 臨時災害放送局の種類.....	7
1-3-1 類型Ⅰ：CFM 活用型.....	7
1-3-2 類型Ⅱ：CATV 活用型.....	8
1-3-3 類型Ⅲ：防災行政無線サイマル型.....	8
1-3-4 CFM 活用型と CATV 活用型の選択.....	9
1-4 CFM 活用型の開局支援の詳細.....	9
1-4-1 CFM と同じ周波数帯域の利用.....	10
1-4-2 市町村等の費用負担等.....	10
1-5 CATV 活用型の開局支援の詳細.....	11
1-5-1 CATV 事業者の経験等の活用.....	11
1-5-2 ケーブル断線や停電への備え.....	12
1-5-3 開局支援に当たっての市町村等との協議.....	12
1-6 防災行政無線サイマル型の開局支援の詳細.....	12
1-6-1 全市町村が対象となる支援ネットワーク.....	12
1-6-2 臨時災害放送局の放送を利用しないという選択肢.....	13
1-7 県域放送の本行動計画への参画.....	13
1-7-1 県域放送事業者によるソフト支援.....	13
1-7-2 臨時災害放送局の放送と県域放送の連携.....	13
1-8 臨時災害放送局の免許と運用.....	13
1-8-1 免許付与の手続き.....	14
1-8-2 非常電源の装備.....	14
1-8-3 臨時災害放送局の開局や運用のルール.....	15
1-8-4 演習・訓練の実施.....	15

2. 送信設備等の準備と支援.....	16
2-1 CFM 事業者の予備機利用.....	16
2-1-1 予備機の周辺市町村等への投入	16
2-1-2 市町村間の設備の共同保有.....	16
2-2 CATV 事業者が保有する設備の利用	17
2-3 イベント放送等への設備活用	17
3. CATV 本来のサービスによる災害関連情報提供の強化	19
3-1 高齢者等への避難の呼びかけ.....	19
3-2 外国人に対する情報伝達	19
3-3 防災行政無線の宅内端末の補完・代替.....	20
3-4 災害時に屋外に持ち出す端末のイメージ.....	20
4. 「公共情報コモンズ」の利用.....	22
4-1 放送スタジオから防災行政無線と時差なく放送する手段	22
4-1-1 「公共情報コモンズ」を介した市町村等と事業者間の情報伝達	22
4-1-2 「公共情報コモンズ」への Web データ入力	22
4-2 広域化する生活圏内の情報共有手段.....	22
4-3 メディアと情報端末の多様化に対応する手段	23
4-4 被災地の生活復旧支援のための情報提供手段	23
4-5 遠方にいる避難者への情報伝達手段	24
4-6 地方公共団体の多数参加によって全体利益を大きくする手段.....	25
4-7 「公共情報コモンズ」へのデータ入力代行	25
4-8 多層な情報発信の担い手	26
4-8-1 大学の参加	26
4-8-2 信越総合通信局からの情報発信.....	26
5. システム間連携と災害関連情報プラットフォーム.....	27
5-1 「公共情報コモンズ」とのシステム間連携	27
5-2 スマートフォン等のアプリケーションへのデータ提供	27
5-3 メール配信サービスや SNS 等とのシステム間連携	28
5-4 「公共情報コモンズ」に入力されたデータのコントロール	28
5-5 新潟県の防災システムとの接続	29
6. その他.....	30
別表 1：地方公共団体（長野県）	31
別表 2：地方公共団体（新潟県）	33
別表 3：放送事業者.....	34
別表 4：ネット配信事業者	36
別表 5：支援事業者.....	37
別表 6：大学.....	38

はじめに

災害関連情報を一人でも多くの住民に迅速、正確、確実に伝えることや、被災地での生活復旧を支える情報を提供し続けていくことは、地域に根差す放送に期待される役割である。また、メディアや情報端末の多様化に伴い、インターネットを利用した情報配信の役割も大きくなっている。防災・減災のために、こうした放送や通信を利用する本行動計画には、信越総合通信局のほか、次の者が参加している。

地方公共団体（長野県）：別表 1

地方公共団体（新潟県）：別表 2

放送事業者：別表 3

ネット配信事業者：別表 4

支援事業者：別表 5

大学：別表 6

1. ビジョンの共有

普通のテレビは、停電があると視聴できなくなる。避難中の視聴も難しい場合が多い。このため、災害時のラジオ放送には、今も期待が大きい。既にどの世帯にも普及しているラジオ端末であれば、自宅内はもちろん、外出先や、車内や、屋外で作業中の人たちにも情報を届けることができる。

臨時災害放送局は、FM 波（超短波）を使って、市町村等が災害時に限って開局できる臨時かつ一時的なラジオ局である。東日本大震災のときには多数が開局し、活躍している。最大出力 100W の臨時災害放送局の放送は、最大 20W のコミュニティ FM 放送（以下、「CFM」という。）に比べると、放送波が広域に届く。建物の中にも伝わりやすい。既存の放送設備等を活用して災害時にすぐに開局できるので、いつ起きてもおかしくない災害の被害軽減に備えておくことができる。周波数利用に余裕がないなどの理由で開局が難しい地域もあるので、災害時にその開局の手続きに手間取って住民への情報提供に遅れが生じることをないようにしたい。開局準備が周到であれば、臨時災害放送局は、防災行政無線を補完する手段にもなり得るメディアである。

一方、東日本大震災でも、パーソナルな情報の検索や提供には、インターネットに接続された PC や携帯電話が活躍した。急速に普及しているスマートフォンにも大きな可能性がある。放送による一斉同報の長所と組み合わせれば、放送かネットかではなく、放送もネットも利用して、より多数に、より多様な災害関連情報を迅速、正確、確実に伝えることができる。

以上のような認識を共有して、本行動計画の参加者は、長野県内及び新潟県内の災害被害の軽減のため、主体的に行動する。

1-1 基本方針

本行動計画は、災害関連情報を被災直後から迅速、正確、確実に伝えるとともに、被災者のために安定して情報提供を続けられることを目指して、次を基本方針とする。

1-1-1 ただちに講ずることのできる対策は、不測の災害発生に備えて、先送りせずに行動する。

1-1-2 市町村間で助け合い、事業者が市町村を応援し、事業者同士が支援する関係を、長野県と新潟県の県内に、重層的に形成していく。

1-1-3 臨時災害放送局を開局し放送を続ける市町村等を、被災地の放送事業者だけでなく被災していない地域の放送事業者が支援するネットワークを形成していく。

1-1-4 多様なメディアや情報端末の出現を踏まえて、住民等への災害関連情報の伝達ルートを多数にしていく。

1-1-5 市町村等や放送事業者の共助の関係を、県内だけでなく県境を越えても構築していく。

1-1-6 インターネットを災害関連情報の提供に積極的に利用していく。

1-1-7 生活圏の広域化、地域社会の高齢化、外国人の増大等に適応できる災害関連情報の提供体制を整えていく。

1-2 目標

本行動計画は、次を参加者の共通の目標とする。

1-2-1 臨時災害放送局の開局支援

地域に根差して活動する放送事業者は、市町村等による臨時災害放送局の開局を支援する。

1-2-1-1 信越総合通信局は、「臨機の措置」（電話での免許の申請と付与）に備えることで、臨時災害放送局の効率的・効果的に置局する。

1-2-1-2 市町村等は、周辺市町村と災害関連情報を共有し、住民等が求める情報を提供することで、広域で協力して地域の安全・安心を高める。

1-2-1-3 市町村等が臨時災害放送局を開局するに当たって、放送事業者は、ハードとソフトの両面で、その開局を支援する。

1-2-2 非常時につながる平時の放送からの備え

CFM やケーブルテレビ（以下、「CATV」という。）は、平時から放送しているので、災害が発生したときには、自身のリスナーや視聴者が臨時災害放送局の放送に円滑に移行できるようにする。

1-2-2-1 CFM やCATVは、地域に密着した情報を平時から収集し、提供している地域メディアである。災害関連情報は、災害が発生したときだけにわかに収集し放送できるものばかりではないので、地域メディアとして平時から備える。

1-2-2-2 特に、被災時には被災者の生活復旧を支える地域情報拠点になるため、CFM 事業者やCATV の事業者は、地域の情報収集のためのネットワークの強化に、平時から取り組む。

1-2-3 防災行政無線情報の多ルート化

臨時災害放送局の放送業務を受託する CFM 事業者や CATV 事業者の放送スタジオに、市町村等の庁舎発の情報を迅速、正確、確実に伝えることによって、臨時災害放送局の放送が防災行政無線の情報に遅れずに情報を伝えられるようにする。

1-2-3-1 庁舎から放送スタジオへは、「公共情報コモンズ」（注）を利用して情報を伝える。パケット通信網を利用すれば、耐災害性の高いネットワークなので、電話のような輻湊も生じない。

1-2-3-2 テレビやラジオや CATV、PC、携帯電話、スマートフォン等の多様なメディアや情報端末への情報配信を、市町村等の職員の業務負担を増やさずに、できるだけ一度のデータ入力によって進める。

注：一般財団法人「マルチメディア振興センター（FMMC）」が開発し、運用している情報処理システム。総務省が平成 20 年度以来その開発を支援し、当該法人が公共目的のために運営している。

1-2-4 市町村間の協力、連携の強化

臨時災害放送局の放送は、周波数を一時的にせよ占有するので、周辺市町村の住民等への情報伝達にも積極的に活用する。放送波が届く複数の市町村が協力、連携して、災害関連情報を共有し、その情報を放送するようにすることで、生活圏の広域化に適応する。

1-2-4-1 CFM 事業者は、平時から放送しているので、広域の市町村等に協力、連携を呼びかける。CATV 事業者も、自社の営業区域内の市町村に対して呼びかける。

1-2-4-2 CATV 事業者は有料サービスを提供しており、サービス加入者は住民でもあるので、放送波が自社の営業区域や区域外にどう届くのかを踏まえて、市町村等の開局支援を行う。

1-2-5 被災地の生活復旧支援のための情報提供

東日本大震災では、テレビ放送が停電のために視聴できないときにも、ラジオ放送は情報を伝え続け、通電後も、テレビが放送しない細やかな情報を伝え続けた。臨時災害放送局は、行政発の災害関連情報を伝えるだけでなく、被災地の住民が必要とする情報を伝える役割を担う。このため、防災行政無線の声をラジオ放送でも聞こえるようにするだけでは、臨時災害放送局の役割は限られてしまう。防災行政無線の情報を速やかに伝えることが先決だが、被災地の生活復旧も情報面で支えていく。

1-2-6 CFM や CATV が所在しない市町村等への支援

周辺に協力、連携する相手がない市町村等でも、自らの防災行政無線の声をそのままラジオ端末で聴けるようにする。こうした臨時災害放送局の開局についても、できるだけ開局支援する。

1-2-7 支援ネットワークによる送信設備等の融通

被災していない地域から被災した地域に送信設備等を搬入し、設置して、臨時災害放送局を開局できるようにする支援ネットワークが機能するようにする。送信設備等を自ら保有するか、他の市町村等から借りるか、CFM 事業者の予備機を借りるか、CATV 事業者の支援を受けるかといったことは、市町村等の選択肢であり判断なので、市町村等は、費用対効果を踏まえて、事業者とも連携する。

1-2-8 災害関連情報提供へのネットの積極的活用

一人でも多くの人たちに情報を届けて避難を促し、被災後の多様な情報のニーズにも応えられるよう、インターネット利用にも積極的に取り組む。特に、通勤者や通学者、遠方に住む家族、国内外からの旅行者や滞在者等に災害関連情報を届ける手段にネットを活用して、パーソナルな情報端末にも情報を配信する。

1-3 臨時災害放送局の類型

臨時災害放送局は、次の三類型のいずれかに相当する。

1-3-1 類型 I : CFM 活用品

CFM 事業者のソフトとハードを活用して臨時災害放送局を開局する類型。市町村等と CFM 事業者との間の合意を前提に、信越総合通信局は、当該市町村等の求めに応じて、臨時災害放送局に同一周波数を割り当てられるかを検討する。

1-3-1-1 CFM の送信設備等を利用して臨時災害放送局を開局する場合、CFM の放送局を「休止」し、代わって臨時災害放送局を新たに「開局」する。「開局」は「休止」が前提なので、市町村等と CFM 事業者は、どのような場合に、どのような条件で「休止」し「開局」するのかを、あらかじめ話し合い、合意しておく。

1-3-1-2 20W 上限の CFM が 100W 上限の臨時災害放送局になれば、放送波が届く地域は広がる。しかし、それでも届かない地域が市町村内に存在するだろうから、市町村等は、届く限りの範囲をもって足りるとするのか、そうした地域にも届くよう対策を講ずるのかを、検討し判断する。

1-3-2 類型Ⅱ：CATV 活用型

コミュニティチャンネルを持つ CATV 事業者のソフトとハードを活用して臨時災害放送局を開局する類型。テレビのコミュニティチャンネルの放送番組をベースにすることができる。テレビの番組の中で臨時災害放送局の放送開始を知らせたり、ラジオ端末を準備しておくよう呼びかけたりすることもでき、有線と無線を組み合わせた情報の伝え方を工夫できる。また、CATV 事業者の中には、通信サービスを提供している事業者があり、ネット配信の利用も組み合わせられる。

1-3-2-1 地域に密着して取材し、地域から求められる情報を提供している CATV のコミュニティチャンネルは、災害時には地域の災害関連情報を放送しているだろうから、その番組の音声だけを臨時災害放送局でも放送するようにすれば、少数のスタッフでも被災地の情報をラジオ放送することができる。CATV 事業者は、テレビ放送のための放送設備やスタジオ、経験豊かなスタッフ等を有しているので、そうした資産の上に放送が成立する。

1-3-2-2 誰にでも身近なテレビを通じて呼びかけられる CATV の存在感は、高齢化が急速に進む地域社会の中であって大きい。災害発生時の地域情報拠点として、住民等が求める情報を、住民目線で提供していく。

1-3-2-3 被災者の生活復旧を支援するには、地理にも明るい放送事業者が平時の地域のネットワークを活かすのが現実的でありその放送経験が風評などの対策にも役立つ。

1-3-2-4 詳細な情報を提供できる CATV の有線のサービスと、一斉に情報を伝えられる臨時災害放送局の無線の放送を組み合わせることで、ケーブルが断線し地域全体が情報から孤立するリスクに備えることができる。

1-3-2-5 一部の CATV 事業者は、ブロードバンドサービスの提供や Wi-Fi 拠点の整備など、通信サービスの提供に積極的に取り組んでいる。CATV のコミュニティチャンネル、臨時災害放送局のラジオ放送、そして、インターネット経由の情報配信を使い分け、組み合わせて、多様なメディアや情報端末に災害関連情報を提供することができる。

1-3-3 類型Ⅲ：防災行政無線サイマル型

防災行政無線の音声臨時災害放送局の放送として同時放送する類型。CFM 事業者も CATV 事業者も所在しないような地域での開局を想定してはいるものの、そうでなくとも開局は可能なので、信越総合通信局は、市町村等の求めがあれば、周波数の割り当てを検討する。

1-3-3-1 防災行政無線の声をそのまま放送波に乗せてラジオ端末にも届ける方法であれば、協力、連携する市町村や事業者がいなくても、実現できる。ただし、臨時災害放送局の放送波は、占用できる周波数ではないため、平時に防災行政無線と併用できるわけではない。屋内や車内など防災行政無線の声が届きにくいところに届けるための非常手段として、補完的に利用する。

1-3-3-2 市町村等は、アンテナの設置場所や電源等をあらかじめ用意しておく。この類型では、配線や電源確保には好都合なので、防災行政無線の設備が置かれている同じ場所に設置するのが一般的だが、放送波の到達範囲の関係で、庁舎から離れた場所等に置局しようとする市町村等があるかも知れない。

1-3-3-3 なお、地理的条件等を踏まえてアンテナの立地を決める専門的な知識を持たない市町村等のために、支援事業者は、希望する市町村等に対して、放送波がどこまで届くのかについての情報を提供する。

1-3-4 CFM 活用型と CATV 活用型の選択

CFM 活用型と CATV 活用型のいずれも選択できる市町村等が多数あるので、信越総合通信局は、放送主体である市町村等の意向を踏まえて必要な調整を行い、周波数を割り当てる。

1-3-4-1 CFM 活用型と CATV 活用型で放送波が届く地域が大きく違う場合もあり得るし、それぞれのリスナーや視聴者を臨時災害放送局の放送に円滑に誘導するにはそれぞれに開局するのが好都合、という一面はある。

1-3-4-2 しかし、周波数利用が逼迫していれば、効率的・効果的に周波数を利用することが大事なので、例えば、放送が届く地域の大半が重なるような放送局の開局の計画は、周波数の割り当てにおいて他に劣後する。

1-3-4-3 臨時災害放送局を開局し、放送を続けていくには、複数の局を開局してそれぞれに放送業務を委託するより、一局が地域メディアの総力によって被災者が求める情報提供に尽力する方が合理的な場合がある。それには、複数の事業者が協力、連携して取材や制作等に当たることを条件に、市町村等は、自身の放送業務を委託することができる。

1-4 CFM 活用型の開局支援の詳細

CFM 事業者の放送設備等を利用して臨時災害放送局を開局する場合、一般的に、臨時災害放送局の放送業務は CFM 事業者が受託する。CFM から臨時災害放送局の放送に切り替わっても、同じアンテナから放送波を発射するので、放送が聞こえなくなるといったことは起きず、増力があると放送が聞こ

える地域が広がり、窓際でしか聞こえなかった放送が建物内でも聞こえやすくなる。CFM 事業者は、放送法に基づき番組編集の自由を保障されているので、その「休止」は、CFM 事業者の意思で行うものでなければならない。したがって、市町村等の意思だけで臨時災害放送局の放送に切り換えることはできない。

1-4-1 CFMと同じ周波数帯域の利用

CFM は、現在、他の放送と干渉しないように周波数が割り当てられている。同じ周波数を臨時災害放送局の放送にも使えるよう、信越総合通信局は、他の臨時災害放送局に割り当てる周波数とできるだけ干渉が起きないようにする。

1-4-1-1 臨時災害放送局の放送が利用する周波数帯域が CFM のそれから変わると、災害時に災害時に CFM のリスナーが混乱する恐れがある。また、利用帯域が同じであれば、臨時災害放送局の開局に対する CFM 事業者の協力が得られやすい。

1-4-1-2 加えて、一部の市町村等は、既に CFM を利用して災害関連情報を住民に知らせており、利用帯域をあらかじめチューニングした端末を住民に配付している地域もある。このような地域での利用周波数の変更は、現実的でない。

1-4-1-3 CFM から臨時災害放送局に切り替わる場合に利用する周波数帯域が変わらないよう、CFM 事業者は、開局に向けた準備をできるだけ早くに開始し、信越総合通信局にも相談する。信越総合通信局は、周波数の割当状況や将来の見込みを踏まえて、同一帯域の確保に支障がないか等を検討する。ただし、同一周波数の利用が可能だとしても、あくまで臨時かつ一時の放送のための割り当てであって、占用ではない。

1-4-2 市町村等の費用負担等

臨時災害放送局の放送の内容はもちろん、放送の開始や終了、期間や時間帯を決めるのは、市町村等である。その放送に伴う費用の負担も、市町村等として検討し、決めなければならない。ただし、臨時災害放送局の費用負担は様々で、CFM 事業者との平時からの関係によっても違う。一律の形があるわけではない。

1-4-2-1 災害時対応のために平時から CFM を支援しているので短期間の放送なら追加的負担は不要、との合意があるかも知れないし、放送を長く続けていく体力のない CFM の継続を支えるために広告収入相当を市町村等が補助する、との合意もあり得る。

1-4-2-2 いずれにしても、臨時災害放送局が放送を続けていく体制と能力がこの類型の懸念であり課

題であるので、市町村等は、放送を「休止」して放送業務を市町村等から受託する CFM 事業者との間で、「開局」の諸条件をあらかじめ協議し、合意しておく。

1-5 CATV 活用型の開局支援の詳細

CATV 活用型では新しい周波数帯域を使って放送局を新たに開局することになるので、周波数利用を周到に準備しなければならない。CFM 活用型の開局のために必要な周波数の検討がまずあり、次に、CATV 活用型の開局を重ね合わせて検討していく方法が現実的だが、放送主体である市町村等の意向が大事なので、それを踏まえて、信越総合通信局は、必要な検討を行う。CATV 事業者がどのように臨時災害放送局の開局を支援するのかについては、CATV 事業者と信越総合通信局が共同して「ケーブルテレビ事業者による臨時災害放送局開局支援の方針」を策定し、公表する。（注：本行動計画の第二次に併せて改訂版公表）

1-5-1 CATV 事業者の経験等の活用

CATV をベースにした臨時災害放送局がコミュニティチャンネルの放送番組の音声を放送する場合、コミュニティチャンネルを番組制作する力がそのまま臨時災害放送局の放送の番組を制作する力になる。逆に、臨時災害放送局として放送がコミュニティチャンネルでの災害関連情報の強化につながるよう、取り組む。

1-5-1-1 被災者が求める情報は、被災後の時間の経過とともに多様になり、増大していく。様々な環境や条件の下にいる多数の住民等に災害関連情報を届ける手段として、テキストも地図も映像も送れる CATV のコミュニティチャンネルは有用である。CATV の映像と臨時災害放送局の音声で役割を分担し、連携して被災者の情報ニーズに応えられれば、CATV メディアの評価にもつながる。

1-5-1-2 平時から落ち着いて情報を伝える訓練をしているアナウンサー（パーソナリティ）やネットワーク技術に明るい専門家のように、混乱時にも頼れるスタッフがいる点も、市町村等にとっては心強い。

1-5-1-3 被災地には、風評を含めて様々な情報が飛び交うので、そうした情報の中から伝えるべき情報を正しく伝えることにも、放送事業者は役立てる。市町村等にとって、臨時災害放送局の放送業務をプロフェッショナルな放送事業者に委託するということは、その専門性を被災地において活かすということであり、かつ、現実的な選択である。

1-5-1-4 市町村等の職員では難しいことも、臨時災害放送局の放送業務を受託している立場であれば比較して行動しやすい、といった現実的な利点もある。被災地の住民が必要としている情報を伝えるためには、情報収集の質が重要であり、被災時には特に問われる。

1-5-2 ケーブル断線や停電への備え

CATV には、多チャンネルや自主番組という長所がある一方、地震等でケーブルが断線すると、停電していなくてもテレビが映らなくなる短所もある。臨時災害放送局の放送は、CATV 事業者にとって、断線や停電があっても加入者にテレビに代わって情報を伝える対策としての意味を併せ持つ。

1-5-2-1 ケーブル断線のときにも放送スタジオからの情報を臨時災害放送局の放送が伝え続けていれば、テレビが視聴できなくても、災害関連情報をラジオ端末から入手できる。停電への備えでもある。

1-5-2-2 CATV サービスの世帯普及率は、長野県において特に高く、山村部などでは全世帯が CATV に加入しているような地域もある。そういう地域でのケーブル断線や停電が起きれば、地域全体が情報から孤立することになりかねないので、CATV 事業者は、その対策としても臨時災害放送局の放送に取り組む。

1-5-3 開局支援に当たっての市町村等との協議

平時から無線で放送している CFM 事業者と違い、CATV 事業者の大半は、ラジオ放送には縁遠い。臨時災害放送局の開局支援の取り組みにも、CATV 事業者の各社の事情の違いが現れるのはやむを得ない。したがって、CATV をベースに臨時災害放送局を開局したい市町村等は、放送業務を委託したい CATV 事業者がどのように開設支援することが可能なかを、まず相談する。

1-6 防災行政無線サイマル型の開局支援の詳細

長野県と新潟県の県内には、臨時災害放送局の開局等を CFM 事業者や CATV 事業者に頼ることが難しい地域もある。そうしたところでも、防災行政無線の声を臨時災害放送局の放送で同時に放送するようにすれば、屋内や車内など、防災行政無線が聞こえにくいところにも情報が届くことがある。防災行政無線が使えない事態のときに臨時災害放送局の放送が一部ではあっても防災行政無線を代替することも期待できる。この類型で開局したい市町村等は、自ら送信設備等を購入して災害発生直後の情報提供にも備えるのか、被災地外からの送信設備等の搬入を待つ開局するのかを、検討し、選択し、準備する。

1-6-1 全市町村が対象となる支援ネットワーク

防災行政無線サイマル型では、費用負担が大きいために外からの設備貸与を待つ選択をする市町村があるだろう。本行動計画は、多くの CFM 事業者や CATV 事業者の能力と意思をもって設備貸与の支援ネットワークを形成しようとしているので、できる限り全ての市町村等にそのネットワークが及ぶよう、取り組む。

1-6-2 臨時災害放送局の放送を利用しないという選択肢

防災行政無線の声を同時放送する放送には、今も CFM を利用する例もあれば、防災行政無線を特別なラジオ端末で受信する例もある。本行動計画に基づく開局支援を必要としない市町村等があるのはおかしくない。信越総合通信局は、臨時災害放送局での放送以外の選択肢についても、市町村等に情報提供し、相談にも応じる。臨時災害放送局を開局しない市町村等でも、他の市町村等や事業者との協力や連携が、当該市町村等にとって価値あるのであれば、求めに応じて紹介する。

1-7 県域放送の本行動計画への参画

県域放送は、あまねく県内への放送を特徴としているので、被災地の被災者のためだけの放送を長期にわたって続けていくことは難しい。混乱する被災地に正しい情報を伝えていくことは臨時災害放送局だけでは難しく、また、行政から独立するメディアの役割は、非常事態のときにも重要なので、県域のラジオ放送は、県域放送らしい支援の具体化に取り組む。

1-7-1 県域放送事業者によるソフト支援

東日本大震災では、被災者が臨時災害放送局のスタッフとして、被災地の住民に情報を提供し続けた例も多い。CFM や CATV をベースにするにしても、外からの応援が必要になるだろうし、特に、長期化する放送への人的支援がないと、続けていくことが難しい状況に至るかも知れない。

民放の県域放送事業者には、放送を専門とする局内外のスタッフがあり、臨時災害放送局を支える人的潜在能力がある。被災時にはまず自身の放送設備等を復旧し放送を回復して放送法 6 条の 2 の「災害の場合の放送」の責任を果たす立場にあるが、その上で、臨時災害放送局に対してどのような支援を行えるのかを検討していく。

1-7-2 臨時災害放送局の放送と県域放送の連携

CFM や CATV をベースとする臨時災害放送局からの情報は、「公共情報コモンズ」に入力されることで、広く放送事業者にも利用可能になる。県域放送の情報等が臨時災害放送局の放送の中で紹介されるような連携の形も、特に被災時にはあるかも知れない。臨時災害放送局の放送の期間が長期化するようなときには、互恵の関係が成立しやすい。具体的な協力や連携について、検討していく。

1-8 臨時災害放送局の免許と運用

信越総合通信局は、臨時災害放送局に割り当てる放送波が他の放送波と干渉を起こさないかをあらかじめ検討し、災害時には「臨機の措置」によって市町村等から求めがあればすぐに、免許付与できる

よう備える。臨時災害放送局の制度は、市町村等にとってあまり馴染みがないものなので、信越総合通信局は、臨時災害放送局の制度、免許の手続き、運用に当たっての留意点等を、分かりやすく説明する。

1-8-1 免許付与の手続き

臨時災害放送局の免許は、基本的に申請順に付与される。同一地域に複数の申請者が予想されるときには、放送主体である市町村等と協議して、災害被害を最小にするのに最適な開局となるよう、調整に努める。

1-8-1-1 災害の種類や規模、発生地点等は様々に予想される。そして、開局するかどうかを判断するのは、市町村の首長等である。このため、災害時にそのとき空いている周波数を状況に応じて割り当てていく臨時災害放送局については、周波数利用の可否をあらかじめ決めておくことはできない。

1-8-1-2 それでも、開局の検討と準備があらかじめ進んでいけば、それに応じた「臨機の措置」の準備も進めることができる。その準備があれば、信越総合通信局では、応用動作を含めて、「臨機の措置」を迅速、確実に行える可能性が高くなる。

1-8-1-3 災害直後から開局までの時間帯は、住民等の命にもかかわる情報が交錯するかも知れないので、免許付与が遅れないよう、信越総合通信局は、本行動計画において市町村等とあらかじめ十分に協議する。

1-8-1-4 電波を実際に発射してみてその伝搬を実地に検証することも臨時災害放送局の開局への準備として有益なので、信越総合通信局は、市町村等からの求めがあれば、実験試験局免許を付与する。

1-8-2 非常電源の装備

臨時災害放送局は、停電時のための非常電源を備えなければならない。CFM 事業者や CATV 事業者、防災行政無線を保有する市町村等には非常電源の備えがあるが、臨時災害放送局の運用のために追加的に電源が必要になる場合もある。開局に向けた準備の中で確認し、用意する。信越総合通信局は、その上で大規模災害が発生したような場合には、移動電源車を求めに応じて被災地に投入する。

1-8-2-1 信越総合通信局は、保有している移動電源車を、臨時災害放送局の開局や放送継続のために、求めがある被災地に派遣する。効率的・効果的な派遣のため、臨時災害放送局の非常電源等の状況を、本行動計画の中であらかじめ把握しておく。

1-8-2-2 移動電源車は、近隣の総合通信局にも配備されているので、信越総合通信局は、大規模災害が発生した場合などには、それらも速やかに被災地に投入できるよう、平時から準備しておく。

1-8-3 臨時災害放送局の開局や運用のルール

臨時災害放送局は、非常時といえども、法令に従って開局され運用される必要がある。信越総合通信局は、臨時災害放送局を開局し運用する市町村等のために「臨時災害放送局の開設等に関する手引き」を策定し、公表する（注：平成 24 年 12 月 20 日第一版公表済）。

1-8-3-1 被災直後の混乱の最中にも、臨時災害放送局を速やかに開局できる制度が「臨機の措置」であり、さらにその「臨機の措置」が滞らないよう、本行動計画がある。一時的とはいえ周波数を占用して放送を開始する市町村等は、「臨機の措置」によって免許を付与されて放送を開始したならば、できるだけ速やかに本来の諸手続きを行う。

1-8-3-2 臨時災害放送局の運用については、周辺市町村との話し合いや、他のメディアとの連携が進む中で、具体化していく。運用のルールは、臨時災害放送局が実際に放送していくために不可欠なものなので、関係者は、臨時災害放送局が支障なく開局され安定して放送できるよう、その具体化を急ぐ。

1-8-4 演習・訓練の実施

本行動計画の行動の多くは、関係者の協力、連携があってはじめて成立する。災害発生を想定した演習を通して、その協力や連携が機能するかを確認する。

1-8-4-1 市町村等は、定期的実施する防災訓練等の中に組み入れられないか、検討していく。

1-8-4-2 臨時災害放送局の放送業務を受託する事業者は、日常業務の中でスタッフの訓練を強化するとともに、連携相手との連絡網等を確実にする。

2. 送信設備等の準備と支援

災害が大規模広域に発生すると、被災地の市町村等や事業者が保有する送信設備等だけでは臨時災害放送局の開局希望に応えきれない可能性がある。本行動計画は、送信設備等のない被災地にも送信設備等を搬入して開局する支援ネットワークを形成しようとしている。CFM 事業者や CATV 事業者、支援事業者、市町村等は、現に保有する送信設備等を最大に活用して、被災地で臨時災害放送局を開局しようとする市町村等を支援する。

2-1 CFM 事業者の予備機利用

CFM 事業者は、通常、自身の放送が中断しないよう、送信設備等の予備機を保有している。市町村等から臨時災害放送局の放送業務を受託する場合に使用するのは本機であって、予備機は、本機が故障でもしない限り使用しない。しかし、本機の不具合発生に備える予備機を、他の市町村等に貸し出すことには、放送中断のリスクがある。一方、周辺市町村が臨時災害放送局をその貸出しによってすぐに開局できれば、地域の利益にかなう。市町村等と CFM 事業者は、災害発生時の予備機貸与についてあらかじめ協議し、合意しておく。

2-1-1 予備機の周辺市町村等への投入

送信設備等の備えのある市町村等では、災害発生直後から防災行政無線を補完する放送を行うことができる。一方、他から設備を借りなければ放送を開始できない市町村等では、設備を搬入し、設置して、ようやく放送が始まる。遠方からだと到着に時間がかかるし、搬送道路の寸断もありえる。被災から放送開始までの時間を短くする現実的な方法の一つが、CFM 事業者の予備機利用である。

2-1-1-1 放送中断のリスクを冒して CFM 事業者が予備機を貸し出すからには、予備機不在の事態を、できるだけ速やかに解消しなければならない。この予備機不在を解消するためには、次のような方法がある。

- a) 被災地の外から搬入する送信設備等をもって置き換える。
- b) 支援事業者のメーカー等が代替の予備装置を貸し出す。
- c) 東日本大震災で活躍した「赤い羽根」や日本財団の支援金制度を利用して設備を調達する。

2-1-1-2 予備機を貸与するかどうかは、CFM 事業者が決めることなので、その意思のある CFM 事業者は、貸与を希望する周辺市町村等とあらかじめ協議し、条件等について合意しておく。

2-1-2 市町村間の設備の共同保有

一部の市町村等は、災害発生直後からの開局のために、自ら送信設備等を保有することを希望して

いる。複数の市町村が共同で保有することもあり得る。送信設備等の価格には機能や品質等によって幅があり、価格が安ければ単独で、そうでなければ共同で保有するという行動が見込まれるが、共同で保有する場合は、開局の希望が多数あった場合の優先順位など、実際に災害が発生したときに混乱しないよう、あらかじめ放送波の到達範囲などを確認した上で、運用や費用分担を相談し、合意しておく。

2-2 CATV 事業者が保有する設備の利用

被災地から遠い市町村等には大きな被害がなくて臨時災害放送局を開局するまでもない場合、その地域の CATV 事業者は、自身が保有する設備を、被災地の CATV 事業者等に貸し出すことができる。CATV 事業者は、このような共助によって被災地での臨時災害放送局の開局を支援し、業界全体としても地域貢献する。CATV 事業者は、「ケーブルテレビ事業者による臨時災害放送局開局支援の方針」(1-5 既出) に定めるように臨時災害放送局開局を支援する。

2-3 イベント放送等への設備活用

災害発生の際にだけ放送を行い、平時には利用されることのない送信設備等であっても、非常時に備えて常に保守されていなければならない。高価な設備なので、できるだけ有効にその設備を活用したい。このため、イベント放送等のために設備を貸与するなどして保有設備を実際に使用する機会を増やし、不具合の発生を抑え、機器操作等の訓練機会にすることを検討していく。

2-3-1 臨時災害放送局の利用が本格化すれば、設備保守等のサービスを市町村等に提供する事業者も現れるだろう。平時には利用されていない送信設備等を有効活用して、地域で開催するイベント会場で臨時に放送局を開局しようとする者も現れるかも知れない。

2-3-2 臨時かつ一時的にしか放送波を発射しない送信設備等を地域イベントなどに貸し出して「イベント放送局」(注)として実際に使用していれば、設備の不具合の発生を抑えられるだろうし、設備を実際に操作する訓練の場にもなる。

2-3-4 イベント会場に集まる住民等に対して臨時災害放送局の放送のことを周知する好機にもなる。

2-3-5 イベント放送に関心のある事業者は、地域活性化を進めたい市町村等とも話し合っ、臨時災害放送局用の送信設備等を地域のために活用することを検討していく。

注：臨時かつ一時的の目的に、「国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会その他これに類する催し物の用に供する」ための放送を行う放送局。イベントが行われている期間、イベントの各種情報や会場周辺の交通情報、駐車場情報などを提供する目的で開設されている。

- ・ 自治体等の関与（主催、協賛、後援など）があるイベントであること、参加者や入場者を限定せずに広く一

般に開放されていること、イベントの会期は原則 6 か月以内であること、放送局を開設することがそのイベント計画に組み込まれて一体となり運用されること、が求められる。

- ・ 周波数は 76.1MHz から 89.9MHz の中で割り当てられるので、臨時災害放送局と同様に市販の FM ラジオで受信が可能である。空中線電力はイベント会場周辺で必要とする放送範囲に応じて 100W 以下の必要最小限のものとなる。
- ・ 信越管内では、これまで次のようなイベントで開局されている。

長野県内：信濃の国楽市楽座大集合、善光寺御開帳、諏訪大社御柱祭、信州博覧会・国宝松本城
400 年まつり、長野オリンピック、長野パラリンピック

新潟県内：ぎおん柏崎まつり、長岡まつり、全国都市緑化にいがたフェア

3. CATV 本来のサービスによる災害関連情報提供の強化

臨時災害放送局のラジオ放送は、既に普及しているラジオ端末が使える、車内や避難先でも聴くことができ、断線や停電にも強い。反面、音声の放送なので、伝えられる情報量は少なく、聞き逃すと繰り返されるまで情報内容を確認できず、聴覚に障害のある人などへの情報伝達には向かない。こうした短所は、テキストや地図、映像も伝えることができる CATV のサービスであれば補うことができる。CATV 事業者は、CATV 本来のサービスでも災害情報提供を強化し、臨時災害放送局の放送では足りないところを担当し、その組み合わせによって、多数の住民等に多様な情報を伝えるようにする。

3-1 高齢者等への避難の呼びかけ

テレビ放送とラジオ放送、大量に情報を伝えられる有線と断線や停電に強い無線の組合せは、災害関連情報の提供に都合が良く、平時の行政情報サービスにも利用できる。中でも、テレビは、高齢者にも身近なメディアであり端末なので、さらなる活用に工夫の余地がある。

3-1-1 長野県も新潟県も、地域社会の少子高齢化が急速に進んでいて、支え合うネットワークの役割が高まっている。災害時に放送番組を中断して防災行政無線の声を放送することは技術的に難しくはないし、CATV のネットワーク経由で情報端末を自動起動して防災行政無線の声を伝えることもできる。一人暮らしの高齢者には、危険を知らせることがまずは大事なので、CATV 事業者は、CATV 本来のサービスの中でも、こうした人たちに災害関連情報を分かりやすく伝えられるよう、取り組む。

3-1-2 防災行政無線やラジオ放送の声では情報が伝わりにくい人たちは、高齢者だけでない。身体に障害を持つ住民にとってできるだけ身近な端末が危険を知らせてくれることは大事なので、CATV のネットワークをそのために積極的に利用する。

3-1-3 デジタルテレビ放送等の再送信には割り込めなくても、自動起動する可搬端末がケーブルに接続されていれば、常時に、災害関連情報を伝えることができ、避難時にはそれを持ち出せる。このため、避難指示が発令されたときなどには、CATV のシステムが「公共情報 commons」から自動的にデータを受け取って、やはり自動的にテレビ端末や可搬端末に避難を呼びかけることを検討していく。

3-2 外国人に対する情報伝達

外国人に母国語で危険を知らせて避難場所を教えるようなことは、ラジオ放送では難しいが、CATV のシステムであれば可能である。長野県も新潟県も観光立県を目指し、国際的に開かれた地域社会への転換を迫られているので、災害関連情報の外国語対応を進めるために、インターネットやデジタル放送だけでなく、CATV 本来のサービスも活用することを検討していく。

3-3 防災行政無線の宅内端末の補完・代替

信越は寒冷地のため、建物の密閉性が高く、窓は二重サッシという住宅が多い。特に冬季は、風雪で拡声機の声は聞こえづらく、宅内端末へのニーズは高い。しかし、デジタル防災行政無線の宅内端末は高価で各戸配備できていない市町村等が多いので、CATV サービスによる補完策や代替策を検討していく。

3-3-1 アナログ防災行政無線の設備・端末を更新できない地域、そもそも同報系防災行政無線が未整備といった地域は、今も全国各地にある。東日本大震災後に宅内端末配備への関心は高まったが、長野県内でも、新潟県内でも、財政事情等から防災行政無線の宅内端末普及は進んでいない。

3-3-2 臨時災害放送局の放送は、帯域を占有できない、臨時かつ一時的なラジオ放送であり、音声しか伝えられない。臨時災害放送局の放送は、平時にも利用される防災行政無線の代わりにはならない。この点、宅内まで配線されている CATV のネットワークを使った情報端末であれば、防災行政無線の宅内端末を補完、代替できる可能性がある。

3-4 災害時に屋外に持ち出す端末のイメージ

CATV 業界は、セットトップボックスの導入などにも対応しようとしており、こうした進化に合わせて、ケーブル断線や停電の際に自宅ですべて屋外にも持ち出せる情報端末の配備を検討していく。

3-4-1 防災端末として備える機能は、次のようなイメージである。

- a) 平時から CATV 回線経由の情報端末として利用できる。
- b) 災害時には臨時災害放送局の放送を受信できる。
- c) 県域ラジオ放送も受信できる。
- d) マルチメディア放送が導入される場合は、その緊急警報放送（EWBS）を受信できる。

3-4-2 防災行政無線の声を屋内や車内でも聞こえるようにするだけならば、ラジオ端末への放送で足りる。しかし、「公共情報コモンズ」が本格的に利用されるようになり、災害関連情報の内容が充実すると、音声放送のラジオ端末では、その情報を十分に伝えられない。デジタル端末の能力が欠かせなくなる。

3-4-3 ネット利用は、解決への一つのアプローチであり、放送利用でも、例えば、アナログ地上放送の“跡地”を利用するマルチメディア放送（注）を防災利用しようとしている地方公共団体がある。CATV 事業者としては、地域の情報拠点としてインターネットやデジタル放送を災害時にどう活かしていくのかを検討していく。

注： 地上デジタルテレビ放送への移行で誕生したアナログテレビ放送の周波数を利用する、新しいデジタル放送の一種。移行の「跡地」の一部の帯域は、県域を原則とするデジタル放送に割り当てることを総務省は検討している。防災・減災への利用については、平成 24 年度から東北、関西等で実証実験が進んでいる。

4. 「公共情報コモンズ」の利用

臨時災害放送局に迅速、正確、確実に災害関連情報を送り、放送できるようにするため、庁舎と放送スタジオを結ぶ情報伝達に「公共情報コモンズ」を活用する。また、多様なメディアや情報端末への一元的な情報発信にも積極的に利用する。放送が放送らしく一斉に情報を伝えるのにも、ネットがネットらしくパーソナルに情報を伝えるのにも、その上流に位置する「公共情報コモンズ」が一元的に情報を配信できるようにして、長野県と新潟県の県内すべての市町村等がその仕組みを利用できるようにする。

4-1 放送スタジオから防災行政無線と時差なく放送する手段

臨時災害放送局の放送を放送事業者の放送スタジオから行うためには、庁舎から放送事業者のスタジオに、放送すべき情報を防災行政無線と時間差なく伝えることが課題になる。市町村等の庁舎と放送事業者のスタジオの間の情報伝達が迅速、正確、確実でないと、例えば、避難指示が発令されたことが放送スタジオにすぐに伝わらないために、放送では防災行政無線よりも遅れて発令の事実が住民等に伝わる、ということが起きてしまうからである。「公共情報コモンズ」を、庁舎と放送スタジオ間の情報伝達に利用する。

4-1-1 「公共情報コモンズ」を介した市町村等と事業者の間の情報伝達

臨時災害放送局の放送業務を CFM 事業者や CATV 事業者に委託すれば、そのハードやソフトを活かすことができる。ただし、市町村等の庁舎と放送事業者のスタジオの間の情報伝達が課題になるので、市町村等が独自にシステムを構築するのではなく、「公共情報コモンズ」を情報ネットワークとして利用することで、構築にかかる時間と費用を不要にする。

4-1-2 「公共情報コモンズ」への Web データ入力

本行動計画が「公共情報コモンズ」への Web データ入力を用意しているのは、県に防災システムがない長野県内の市町村等が「公共情報コモンズ」に参加できるようにするためである。庁舎が被災していても放送スタジオが無事なら放送を行うことができるので、避難先や仮庁舎から Web 経由でデータを入力し、放送スタジオに情報を伝え、住民にその情報をラジオ放送で伝えられるようにする。

4-2 広域化する生活圏内の情報共有手段

生活圏は、車の普及などによって拡大しているので、外出先でも自宅周辺の様子は知りたいし、学校や職場のある地域の情報を留守居の家族は入手したい。「公共情報コモンズ」には、多数の市町村等からの入力データが集まるので、広域の情報を臨時災害放送局が放送したり、ネット配信事業者が配信したりすることができる。

4-2-1 防災行政無線が市町村の自営無線なのに対し、臨時災害放送局は放送なので、外からの通勤者や通学者、ドライバー、たまたま居合わせた旅行者、放送波が届く地域の住民にも情報が伝わるようにする。同時に、外に出ている人には、その人がいる場所の臨時災害放送局が代わって情報を伝えてくれると、情報が届く人の数を増やせる。

4-2-2 「公共情報コモンズ」にデータを入力すれば、他の市町村等の情報も自然と知ることができるので、臨時災害放送局が互いにその情報を伝え合い、ネット配信事業者が求められる地域の情報を提供することで、広域の情報ニーズに対処していく。

4-2-3 臨時災害放送局が「公共情報コモンズ」に入力されている情報をどう放送するのかは、放送主体である市町村等が決める。このため、市町村等は、「公共情報コモンズ」の運用について、広域の市町村等が集まって協議し、共通の約束事をルールとして共有するようにする。

4-2-4 例えば、避難勧告等を発令したときはただちにデータを「公共情報コモンズ」に入力し、周辺市町村等は、入力されている情報を他の情報に優先して伝えるといったことを、運用ルールとして決めるようにする。

4-3 メディアと情報端末の多様化に対応する手段

テレビやラジオの放送、緊急速報メール、インターネットサイトなど、メディアの種類は増え、情報端末も多様化している。住民が災害関連情報を入手できる手段は今後も増えていこうが、災害時の市町村等の職員の対応には限界があり、その負担が過大だとミスの原因になるし、そうでなくても、タイムリーな情報提供は難しくなる。避難指示などでは、遅れて伝わることで、かえって住民等の命を危なくすることが危惧される。災害対応で現場が混乱しているときでも「公共情報コモンズ」への一度のデータ入力をもって多様なメディアや情報端末に一元的に情報を伝えられるよう、「公共情報コモンズ」を利用する。

4-4 被災地の生活復旧支援のための情報提供手段

避難指示のような情報は、要領を得たメッセージを行政発で繰り返し伝えることが大事だが、被災直後から時間が経過するにつれて、被災地で求められる情報は変化し、多様化し、大量化していく。救護活動に当たるNPO発の情報や、商店再開の情報など、行政発ではないが被災者の生活復旧には欠かせない情報も増えていく。このような情報ニーズに応えていくのに、被災地のための情報を提供していく災害関連情報の“プラットフォーム”が誕生し、「公共情報コモンズ」と連携して機能するようにする。

4-4-1 東日本大震災の被災地では、壁新聞や地元紙、ラジオ放送、インターネットの掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、様々なメディアが人と人を結ぶネットワークを形作り、被

災者の暮らしを支えていった。災害関連情報の中には、インターネットだけが取り扱う情報もあって被災者の支援に役立っていたが、一方で、被災者等の中にはインターネット利用に縁遠い人たちも大勢いた。

4-4-2 災害関連情報はできるだけユニバーサルなものとして、放送利用かネット利用かにかかわらず提供されていく仕組みが望ましい。広く情報を活用してもらいたいと考え、他の市町村等の情報も欲しい市町村等にとって、そのための公共の基盤が「公共情報コモンズ」であり、行動計画は、すべての市町村等が参加することができる環境を作ろうとしている。

4-4-3 しかし、現実には、被災地の情報ニーズは、市町村等が発信する情報以外のものも対象だし、市町村等の情報であっても、広く、誰にでも伝えたいものばかりではない。「公共情報コモンズ」では取り扱いにくい情報は、それと連携したシステムが取り扱うようにすべきで、そのために災害関連情報の“プラットフォーム”の機能と役割を「公共情報コモンズ」との関係を含めて具体的に定義して実現する。

4-5 遠方にいる避難者への情報伝達手段

被災地の市町村等は、生活復旧の段階になると、遠方で避難生活を送る被災住民への情報伝達に窮することがあるかも知れない。放送波が届く範囲は限られているので、遠方の避難者への情報伝達にはネットを利用する長所は多い。しかし、アドレスの管理が必要な電子メールなどに頼れるケースは限られる。様々なメディアや情報端末の活用を幾重にも重ねることで、情報を伝えるようにする。

4-5-1 東日本大震災では、遠方に住む親族等を頼って多数の被災者が被災地を離れた。この人たちに必要な情報を伝えることが特に難しかったというのが、東日本大震災の教訓である。

4-5-2 臨時災害放送局の放送は、地理的に限られた地域にしか届かない。CATVにしても、視聴できる地域には限りがある。市内の避難所はともかく、遠方に避難している人への情報伝達を臨時災害放送局のような放送に頼ることは難しい。一方、電子メールは、アドレス管理が必要なので、大規模災害の混乱時の中でその情報の収集と管理を始めても、うまくいかない。そもそも、被災者の中にはインターネットが使えない人がたくさんいる。

4-5-3 ネット利用にも限界はあるが、遠方の被災者に情報を届けるのに、他に有力な手段はなく、プッシュ型の情報配信などに工夫の余地はある。いずれにせよ、あらゆる情報伝達手段を使って情報を伝えることが大事で、その際には、メディアや情報端末の数だけ情報源があるのではなく、遠方の配信先も含めて一元的なところから情報が配信されるようにする。「公共情報コモンズ」は、この一元的なところに位置するシステムになり得る。

4-6 地方公共団体の多数参加によって全体利益を大きくする手段

本行動計画ができるだけ多数の市町村等の「公共情報コモンズ」参加を呼びかけるのは、多数の参加によって情報の信頼性や網羅性が高まるからである。地域的に「抜け」のない情報提供を目指す。

4-6-1 情報の発信者と伝達者が1対1に情報をやり取りしていたのでは、発信者や伝達者の増加によって、システムが級数的に複雑化してしまう。「公共情報コモンズ」は、情報を一定の標準仕様に準拠して入力あるいは出力する共通の基盤になることで、発信者の入力を簡略にし、受信者が入手できる情報を増やすことができる。

4-6-2 「公共情報コモンズ」からのデータ出力は、既に、一部の放送事業者の放送システムとの連携が進んでおり、入力に関しても、県の防災システム経由の接続が全国各地で進んでいるが、市町村等が入力したデータが直接に住民等に配信されている例はまだ少ないので、その例が増えれば、データの信頼性や網羅性が高まっていく。

4-6-3 長野県内も新潟県内も、「公共情報コモンズ」の利用は、出力、入力ともにまだ限定的だが、

- a) 多数の市町村等がデータを入力するようになり、
- b) CFM や CATV、地域放送でその情報が放送されるようになり、
- c) 携帯電話やスマートフォン等にも情報が配信されるようになり、
- d) 旅行者等にも避難を呼びかけ避難所情報等を提供できるようになれば、

「公共情報コモンズ」にデータを積極的に入力しようとする市町村等が増えて、入力される情報の内容も充実し、その情報が利用されるからもっと入力しようとする、好循環が生まれる。

4-6-4 「公共情報コモンズ」は、すべての市町村等が参加して地理的にデータに「抜け」がないことを目指す。放送事業者であれば足りない情報を別の情報源から取材して報道することもあるだろうが、データを自動処理して配信する事業者は、入力データがない以上伝えることができず、結果、避難指示が出ていないと利用者に誤解されてしまう懸念があるからである。例えば、避難指示が発令されたことを「公共情報コモンズ」に入力していないと、その情報は伝わらないので、誤解が生まれないようにしないといけない。

4-7 「公共情報コモンズ」へのデータ入力代行

臨時災害放送局の放送業務を受託する放送事業者が「公共情報コモンズ」にデータ入力すれば、広域での情報共有を進める力になり得る。大規模災害の発生に備えるには、「公共情報コモンズ」への情報入力を市町村等に代わって行える者を決めておいて、万一にも市町村等が自ら入力できない事態に備えるとともに、データ入力も迅速、正確、確実に行われ、情報の内容が充実するようにする。

4-7-1 「公共情報コモンズ」へのデータ入力、地方公共団体など限られた者だけが行える。放送事業者は、情報を伝達する者ではあっても、入力する者ではない。しかし、臨時災害放送局の放送業務を市町村等に代わって行う放送事業者には、市町村等の職員の負担を増やさずに「公共情報コモンズ」に入力される情報の内容を充実できる。被災地の地域情報拠点に位置する放送事業者が「公共情報コモンズ」への情報入力を市町村等に代わって行うことは、理にかなう。

4-7-2 例えば、臨時災害放送局の放送は市町村等の放送なので、その放送原稿を臨時災害放送局の放送業務を受託する放送事業者が「公共情報コモンズ」に市町村等に代わって入力することができる。そうすれば、周辺の臨時災害放送局が自身の放送でその情報を利用して、広域の情報を提供することができる。

4-7-3 市町村等の入力を完全に代替することはないが、その役割を補完し、一部代理することで、災害時の混乱の最中にも情報を発信し続ける体制を作ることができる。

4-8 多層な情報発信の担い手

市町村等だけでなく他の行政機関や被災地の団体や機関、例えば、大学が災害時に被災地の学生や、敷地内や周辺の被災者に向けて情報発信すれば、社会的に信頼できる立場からの情報が被災者の安心につながるので、そうした情報発信を強化していく。「公共情報コモンズ」を経由した情報発信も進める。

4-8-1 大学の参加

大学は、地域に根差す公共的な機関であり、災害時には被災者支援のための積極的な活動を期待できる。その学生も、様々な救援活動等にかかわることができる。災害時に地域に情報発信する自身の機能と役割を明らかにし、「公共情報コモンズ」の利用にも備える。また、新しい無線技術を活用するなどして、地域の防災・減災のためのネットワークの構築にも、地方公共団体や事業者とともに取り組む。

4-8-2 信越総合通信局からの情報発信

信越総合通信局は、管内で大規模災害が発生すれば、ただちに対策本部を発足させて情報を収集し、減災対策を講ずる。広く住民等に知ってもらいたい情報は、「公共情報コモンズ」に情報発信する。例えば、衛星携帯電話の貸出しや移動電源車の派遣などの情報は被災市町村のために、放送事業者への支援参加の呼びかけは放送事業者間の協力や連携のために、臨時災害放送局の開設状況の情報は住民への周知のために、「公共情報コモンズ」に迅速に入力するようにする。

5. システム間連携と災害関連情報プラットフォーム

「公共情報コモンズ」に参加する事業者は、これまで放送事業者が中心であったので、ネット配信事業者への参加拡大は、これからの課題である。一方、市町村等の中には、既にメール配信を独自に始めていたり、特定の事業者に限ってデータを提供していたりするところがあるので、データの一度入力と一元的な情報発信を進めていくのに、システム間連携と災害関連情報のプラットフォーム形成が課題になっている。

5-1 「公共情報コモンズ」とのシステム間連携

「公共情報コモンズ」は、地方公共団体が自身で防災システムを持っていなくても、民間のクラウドを利用していなくても、利用してよい公共の基盤である。災害関連情報を一度入力すれば放送事業者やネット配信事業者に一元的に配信できるシステムだが、独自の防災システムを持つ市町村等にとっても、「公共情報コモンズ」のデータ構造や通信インターフェースは標準化されているので、システム間連携を進めやすい。

5-1-1 「公共情報コモンズ」の現在のシステムでは被災者のニーズに応えられないところは、「公共情報コモンズ」を含む複数のシステムの連携によって補えばよい。

5-1-2 県や市町村等のシステム、「公共情報コモンズ」のシステム、さらには民間のクラウドのシステムが存在するときに、それぞれの機能と役割を明確にして連携を進めるようにしないと混乱や無駄が生ずるので、関係者は、協力してこの課題に取り組む。

5-2 スマートフォン等のアプリケーションへのデータ提供

スマートフォン等が爆発的に普及をしているので、そのアプリケーションにも、災害関連情報が届くように取り組む。

5-2-1 登録しておいた地域で避難指示等が発令されると、その事実をスマートフォン等に知らせてくれるサービスは、例えば、田舎の両親を気遣う子どもたちに歓迎されるだろうし、GPS 機能が搭載されている端末にその地域の情報をプッシュ配信するサービスは、たまたま被災地に居合わせた旅行者等にとっても、頼もしい。

5-2-2 公共の基盤である「公共情報コモンズ」は、アプリケーション開発者の求める情報を全て提供できるわけではないし、そのような性格のものでもない。アプリケーションによって情報の伝え方が違うだろうから、情報を求める事業者に対してデータを提供するのか、しないのか、提供するとして条件を課すのか、課さないのか、課すとしてどう条件が遵守されるようにするのか、といったことは、災害関連情報の「プラ

トフォーム”における大きな課題であり、検討していく。

5-3 メール配信サービスや SNS 等とのシステム間連携

「公共情報コモンズ」には、現在、メール配信事業者は参加しておらず、例えば、メール配信事業者が保護者等に情報配信するサービスのデータとして「公共情報コモンズ」のデータを利用することはできていない。既にこうしたサービスを利用している市町村等からの一度入力の要求は根強いので、この現状を改善する。同様に、SNSの今日の普及を踏まえればそのシステムとの連携も課題なので、市町村等が一度入力するデータの配信先に SNS を加える方策について検討を進める。

5-3-1 将来、メール配信事業者が広く「公共情報コモンズ」に迎え入れられることがあるとしても、当面は、「公共情報コモンズ」へのデータ入力の前の段階に民間のクラウドを介在させ、そこからメール配信事業者に入力データを引き渡す方法が現実的な解決策と見込まれる。

5-3-2 地元のサービスを既に利用している市町村等の中には、一度入力とはならないために「公共情報コモンズ」の本格利用を躊躇しているところもあるので、メール配信サービス等とのシステム間連携に具体的に取り組む。

5-3-3 SNS についても、「公共情報コモンズ」へのデータ入力の前に置かれた民間のクラウドから入力データを引き受ける方法によってシステム間の連携を進めることができるが、SNS は、それ自体が大きなシステムでありプラットフォームなので、接続に当たっての課題を整理し、解決していく。

5-4 「公共情報コモンズ」に入力されたデータのコントロール

公共の基盤である「公共情報コモンズ」には、自由に伝えてもらってよい情報が入力されて、配信に一定の条件を課したい情報は入力されずに、市町村等が自らコントロールするようにする。特定の地域や事業者に限って情報を伝えるといったニーズは、特に生活復旧の段階で行政にも高まるだろうから、災害関連情報の“プラットフォーム”を構築し、利用することで解決する。

5-4-1 「公共情報コモンズ」に入力されたデータは、標準化されたデータ形式に変換されるなどして参加する事業者等に伝えられ、そして伝えられた情報は、自由に放送し、あるいは配信してよい——というのが「公共情報コモンズ」のルールである。市町村等は、その利用に制限を課することはできず、データを「公共情報コモンズ」に入力した以上は、コントロールしないし、できない。

5-4-2 放送し、配信する事業者は、FMMC に申し込み承諾された者に限られているので、データを「公共情報コモンズ」に入力したからといって、Web 上に公開されて誰でも利用できる状態になるわけではない。しかし、多様な事業者に一元的に情報を発信していく以上、市町村等は、「間接広報」とも「直

接広報」とも違う、新しい情報伝達の形に向き合うことになる。

5-4-3 放送事業者は、何をどう放送するのかを自ら判断し、放送法上の編集責任も負っている。一方、ネット配信事業者の多くは、放送法上の編集責任を負わず、情報を加工しないが、配信する情報項目や伝え方は自身で決める。配信する/しないの責任に曖昧な、あるいはルールがまだできていない領域があるために、情報の伝え方等に責任を負わない事業者にデータを委ねることを不安視する声が、市町村等の間にはある。

5-4-4 「公共情報コモンズ」は、自由に放送や配信に利用してもらおう公共の基盤なので、データを自らコントロールしたい市町村等は、「公共情報コモンズ」にデータを入力する前の段階で、自らデータを管理し、「公共情報コモンズ」に入力するデータを選択することが課題になる。

5-4-5 例えば、配信条件等について配信事業者等と話し合っ合意できた相手だけにデータを渡すことができ、取り扱う情報項目のシステム間での違いや差分を吸収、調整することができ、多様なメディアや情報端末の違いに対応することができる災害関連情報の“プラットフォーム”をクラウドに形成することは、難しくはないので、支援事業者は、関心のある市町村等とともに、その機能と役割と事業性等を検討する。

5-5 新潟県の防災システムとの接続

新潟県には、市町村と県を結ぶ防災システムが既にある。その防災システムへのデータ入力に加えて、住民への直接的な情報提供のためのデータ入力を市町村等が行うことになると、入力を一度化して災害時の職員の負担を軽減しようという行動計画の目標にそぐわない。複数のシステムに共通する情報項目に二度入力が求められないようにするには、システム間の連携や運用の共通化といった課題を解決しなければならないので、新潟県と市町村等と信越総合通信局は、支援事業者等の協力も得ながら、こうした課題に取り組む。

6. その他

6-1 市町村等が特別なシステム構築や改修をしなくても速やかに「公共情報コモンズ」に参加できるように、支援事業者は、当面の間（平成 25 年度末まで）、「公共情報コモンズ」への Web 入力サービスを無償提供する。

6-2 システム間連携のためのプラットフォームについても、支援事業者は、その開発を進め、サービス開始後当面の間（少なくとも平成 25 年度末まで）、当該サービスを無償提供する。

別表 1 : 地方公共団体 (長野県)

長野市
松本市
上田市
岡谷市
飯田市
諏訪市
須坂市
小諸市
伊那市
駒ヶ根市
中野市
大町市
飯山市
茅野市
塩尻市
佐久市
千曲市
東御市
安曇野市
佐久穂町
軽井沢町
御代田町
立科町
長和町
青木村
下諏訪町
富士見町
原村
辰野町
箕輪町
南箕輪村
中川村
宮田村
松川町

高森町
阿智村
泰阜村
喬木村
豊丘村
木曾広域連合
上松町
南木曾町
木曾町
木祖村
王滝村
大桑村
麻績村
生坂村
山形村
朝日村
筑北村
池田町
松川村
白馬村
小谷村
坂城町
小布施町
高山村
山ノ内町
木島平村
野沢温泉村
信濃町
飯綱町
小川村
栄村

別表 2 : 地方公共団体 (新潟県)

新潟県

新潟市

長岡市

三条市

柏崎市

新発田市

加茂市

十日町市

見附市

村上市

燕市

糸魚川市

妙高市

五泉市

上越市 (内部手続き中)

阿賀野市

佐渡市

魚沼市

南魚沼市

胎内市

聖籠町

弥彦村

田上町

阿賀町

出雲崎町

湯沢町

津南町

刈羽村

関川村

粟島浦村

別表3：放送事業者

(コミュニティFM放送事業者)

[長野県内]

あづみ野エフエム放送株式会社
飯田エフエム放送株式会社
エルシーブイ株式会社
株式会社エフエムとうみ
株式会社エフエム佐久平
株式会社ながのコミュニティ放送
軽井沢エフエム放送株式会社

[新潟県内]

エフエム角田山コミュニティ放送株式会社
エフエム上越株式会社
株式会社エフエムしばた
株式会社エフエムとおかまち
株式会社エフエム新津
株式会社エフエム雪国
株式会社柏崎コミュニティ放送
株式会社けんとう放送
燕三条エフエム放送株式会社
長岡移動電話システム株式会社

(ケーブルテレビ事業者)

[長野県内]

あづみ野テレビ株式会社
株式会社飯田ケーブルテレビ
伊那ケーブルテレビジョン株式会社
株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ
株式会社上田ケーブルビジョン
株式会社エコーシティー・駒ヶ岳
エルシーブイ株式会社

株式会社コミュニティテレビこもろ
佐久ケーブルテレビ株式会社
株式会社信州ケーブルテレビジョン
須高ケーブルテレビ株式会社
蓼科ケーブルビジョン株式会社
テレビ北信ケーブルビジョン株式会社
株式会社テレビ松本ケーブルビジョン
丸子テレビ放送株式会社

[新潟県内]

株式会社エヌ・シー・ティ
株式会社佐渡テレビジョン
上越ケーブルビジョン株式会社
株式会社ニューメディア 新潟センター

日本ケーブルテレビ連盟信越支部

(県域放送事業者)

[長野県内]

信越放送株式会社
長野エフエム放送株式会社
日本放送協会長野放送局

[新潟県内]

株式会社エフエムラジオ新潟
新潟県民エフエム放送株式会社
株式会社新潟放送
日本放送協会新潟放送局

別表 4 : ネット配信事業者

株式会社パスカル

ヤフー株式会社

株式会社ウェザーニューズ

Twitter Japan 株式会社

別表5：支援事業者

株式会社NHKアイテック

株式会社NTTデータ

株式会社MTS&プランニング

DXアンテナ株式会社

株式会社電算

BAN-BANネットワークス株式会社

株式会社日立国際電気

株式会社フロムいわて

ホーチキ株式会社

株式会社メイテック

山形カシオ株式会社

ワキヤ技研株式会社

別表6：大学

信州大学（広報室）

信州大学総合情報センター

「防災・減災のための放送・ネット利用行動計画」への参画状況(新潟県)

平成25年3月8日現在

